

改正法施行規則（第一種フロン類充填回収業者等に係るもの） の概要について（案）

平成 26 年 5 月 15 日
事務局

- ※以下「法」とは、改正法による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）をいい、「現行規則」とは、現行の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則をいう。
- ※以下において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
- ※内容の変更を伴う改正を行わない項目については、記載していない（法改正に伴う用語の整理や、条ずれ対応等技術的修正は別途対応の上、省令等の改正を実施する。）
- ※省令等の公布に当たっては、以下の事項を記載できるよう、必要な様式を策定し、及び既存の様式改正を行う。

一. 第一種特定製品管理者に係る事項（法 18 条関係）

[1] 省令等の制定の背景

改正法において、新たに規定された第一種特定製品の管理者が第一種特定製品の管理の適正化のために取り組むべき措置に係る判断の基準（以下「判断の基準」という。）については、機器を修理せずフロン類の漏えいを放置したまま繰り返し充填することを抑制し、使用時の漏えいを防止こと等が目的の一つであり、当該製品へのフロン類の充填行為と密接に関連していることから、第一種特定製品の管理者に対する指導・助言／勧告・勧告・命令は、第一種フロン類充填回収業者に対する監督事務と一体的に、都道府県知事が行うこととしている。

これらの措置を講ずるに際して、都道府県知事による勧告及び命令に関する要件について、主務省令において具体的な措置を定める必要がある。

[2] 第一種特定製品の管理者に係る関係省令案の具体的内容について

1. 第一種特定製品の管理者に対する勧告及び命令の対象となる要件

【法 18 条 1 項関係】

(本事項の趣旨)

改正法においては、都道府県知事が第一種特定製品の管理者の管理第一種特定製品の使用等の状況が「判断の基準」に照らして著しく不十分であると認めるとときは勧告及び命令（命令は同条3項で規定）できるとしている。この勧告及び命令の対象については、当該第一種特定製品の管理者の管理の適正化のための取組が我が国全体のフロン類の管理の適正化に影響を与える、また、技術的・資力的な面での社会的妥当性の観点から問題のないものに限定する観点から、勧告等の対象となる第一種特定製品の管理者の要件について省令で定めることとしている。このため、当該要件について、下記とおり定めるものとする。

- 勧告の対象となる第一種特定製品の管理者は、第一種特定製品の種類に応じて、下記の要件に該当する機器を1台以上有する事業者とする。
 - ・エアコンディショナー 圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上のもの
 - ・冷蔵機器及び冷凍機器 圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上のもの

※電動機以外の動力源としてエンジンを用いて圧縮機を動作させる製品であるガスヒートポンプ方式の第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、上記「圧縮機に用いられる電動機」を「動力源となるエンジンの出力」と読み替えて適用する。

二. 第一種フロン類充填回収業に係る事項（法27条～49条関係）

[1] 省令制定の背景

現行法においては、第一種特定製品の整備時及び廃棄等時において、第一種特定製品に充填されているフロン類の適正かつ確実な回収及びフロン類破壊業者への引渡し等を担保するため、①第一種特定製品の整備時等におけるフロン類の回収について、当該回収を業として実施する者を第一種フロン類回収業者として都道府県の登録制とし業規制にかかるしめ、②第一種フロン類回収業者及び特定製品からのフロン類の回収に関わる者に対し、回収委託義務、回収に関する基準及び回収したフロン類の引渡し義務等の行為義務を課している。

改正法においては、現行法の規定に加えて、第一種特定製品の整備時におけるフロン類の充填行為の適正化のため、①充填行為を業規制の対象とすることとし、現行法の第一種フロン類回収業者を第一種フロン類充填回収業者と改めた上、都道府県知事の登録制とすることとし、②第一種フロン類充填回収業者及び特定製品への

フロン類の充填に関わる者に対し、充填委託義務、充填に関する基準等の行為義務を課すこととされている。

また、第一種特定製品の管理者によるフロン類算定漏えい量等の報告に当たっての算定漏えい量の把握に資するため、整備時における充填証明書及び回収証明書の交付義務を課すこととしている。

このため、充填に関する基準等の行為義務の細則等について、主務省令により規定する必要がある。

[2] 具体的内容について

1. 第一種フロン類充填回収業者の登録等に関する事項について

【法27条2項及び法第36項】

(本事項の趣旨)

現行法では、都道府県知事による第一種フロン類回収業の登録に当たっては、フロン類回収設備の種類及びその能力が主務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、都道府県知事は当該登録を拒否しなければならないこととされている。このため、現行規則において、フロン類回収設備に係る登録の基準を定めるとともに、登録の申請に当たっては、フロン類回収設備について説明する書類の提出を求めている。

改正法においては、第一種フロン類回収業が充填及び回収を業として行う者として新たに「第一種フロン類充填回収業」として位置づけられたことに伴い、都道府県知事による第一種フロン類充填回収業の登録に当たっての拒否事由として、『事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力』が主務省令で定める基準に適合することと規定されている。

このため、主務省令で定める第一種フロン類充填回収業の登録の基準及び登録の申請に当たって提出すべき書類に係る現行規則に追加すべき項目の有無については、以下のとおり措置することとする。

また、現行規則においては、第一種フロン類充填回収業者が廃業等の届出をする場合又は登録を取り消された場合において、廃業等までの業務状況に係る都道府県知事への報告に関する規定がないため、以下のとおり規定を追加することとする。

(1) 第一種フロン類充填回収業者の登録に関する申請及び登録基準

【法27条2項、29条1項関係】

➤ 現行規則における規定事項からの変更はないものとする。

※第一種特定製品へのフロン類の充填の用に供する設備については、現行法の第一種フロン類回収業者が通例有している設備（ボンベ、圧力計、計量器等）と共に

するものであり、あらたに登録の際の設備基準として求めるべき設備はないため。

(2) 第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出に係る事項 【法36条】

- 法33条1項に基づき第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出をする場合においては、当該届出をする者は、当該届出とあわせて、法47条3項に基づき実施される毎年度の都道府県知事への報告の例により、当該廃業等の届出が必要となった日の属する年度の業務状況の報告を実施することとする。
- 法35条1項に基づき第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事により登録を取り消された場合においては、当該取消処分を受けた者は、法47条3項に基づき実施される毎年度の都道府県知事への報告の例により、当該登録が取り消された日の属する年度の業務状況の報告を実施することとする。

2. フロン類の充填に関する基準について（法37条3項）

(本事項の趣旨)

改正法においては、第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行うに当たっては、『主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準』に従って行うこととされている。

このため、当該基準について、以下のとおり規定するものとする。

(1) フロン類の充填に関する基準 【法37条3項】

- 第一種特定製品に冷媒としてのフロン類の充填に当たって遵守すべきフロン類の充填に関する基準は、次のとおりとする。
 - 1) 第一種特定製品への冷媒としてのフロン類の充填に先立ち、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録（以下「点検整備記録」という。）を確認すること、外観目視検査を行うこと等により、以下についての確認（以下「充填に先立つ確認」という。）を行うこと。
 - ①冷媒として充填されているフロン類の漏えいの有無。フロン類の漏えいを確認した場合は、併せて当該漏えいの点検及び当該漏えいについて適切に対処するための措置（以下「修理」という。）の実施の有無。
 - ②当該フロン類の漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徵候（以下「故障等」という。）の有無。故障等を確認した場合は、併せて当該故障等の点検及び修理の実施の有無。
 - 2) 1) の充填に先立つ確認を行った場合において、当該充填に先立つ確認の方法及びその結果並びに以下の内容について第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者に通知すること。

①フロン類の漏えいを確認し、かつ、当該フロン類の漏えいの点検の実施が確認できない場合は、漏えい箇所を特定するための点検及び修理の必要性

②故障等を確認し、かつ、当該故障等の点検の実施が確認できない場合は、当該故障等の原因を特定するための点検の実施及び点検の結果により当該故障等が現に漏えいを生じさせていることが確認された場合の修理の必要性

③フロン類の漏えいを確認し、点検により当該フロン類の漏えいの箇所が特定され、かつ、当該フロン類の漏えいの修理の実施が確認できない場合は、当該漏えいの修理の必要性

3) 1) の充填に先立つ確認を行った場合において、

フロン類の漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理により当該漏えいが現に生じなくなったことが確認できるまで、故障等を確認した場合にあっては、

ア) 点検を実施し、当該故障等が現に漏えいを生じさせていないことが確認できるまで、若しくは、

イ) 点検を実施し、当該故障等が現に漏えいを生じさせている場合は、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理により当該漏えいが現に生じなくなったことが確認できるまで、

次に掲げるやむを得ない場合を除き、第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填してはならない。

①フロン類の漏えい箇所の特定又は修理が困難な場所に漏えいが生じている場合（※1）

②環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理及び事業継続のために修理を行わずに緊急的にフロン類を充填することが、人の生命及び健康への悪影響の防止又は経済的に看過できない損失の防止の観点から不可欠な場合であって、かつ、フロン類の漏えいを確認した日から60日以内に漏えい箇所の修理を行うことについて、当該第一種特定製品の管理者から申し出がある場合（ただし、直近の充填がフロン類の漏えいについて修理を行うことなく充填したものである場合を除く。）

4) 第一種特定製品に冷媒として充填しようとするフロン類の種類について、改正法87条に基づき当該第一種特定製品表示されている充填るべきフロン類の種類に適合していることを確認すること。（※3）

5) 充填時のフロン類の大気中への漏えいを防止するよう適切な措置を講ずること。

6) 過充填の防止その他使用時におけるフロン類の大気中への漏えいを惹起するおそれがないよう適正な充填を行うこと。

7) フロン類の充填方法等について、十分な知見を有する者（※4）が、フ

ロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。

(補足説明)

※1：「フロン類の漏えい箇所の特定又は修理が困難」とは、当該特定又は修理の費用が当該第一種特定製品の管理者の資力に照らし過度に高額となる場合等、経済的に困難な場合を含む。

※2：充填しようとするフロン類の種類の適合性確認については、充填しようとするフロン類について、分析機器等による分析までは要しない。

※3：第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。具体的には、例えば、冷媒フロン取扱技術者（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）や、以下のような一定の資格又は一定の実務経験等を有し、かつ、第一種特定製品の構造・運転方法・保守方法、冷媒の特性・取扱方法、関連法規等に関する講習を受講した者などが考えられるが、具体的な要件等については「運用の手引き」等において示すこととする。

- ・高压ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・冷凍空気調和調査機器施工技能士
- ・高压ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・自動車電気装置整備士（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）
- ・高压ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

3. 第一種特定製品の整備時における充填証明書、回収証明書に関する事項について
【法37条～40条】

(本事項の趣旨)

改正法においては、法19条1項に基づく第一種特定製品の管理者によるフロン類算定漏えい量等の報告が適切に実施されるよう、

- ①第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行ったとき、又は
- ②第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を行ったときは、第一種フロン類充填回収業者は、当該第一種特定製品の管理者に対し、充填証明書又は回収証明書を交付すること、若しくは当該証明書の交付に代えて情報処理セン

ターへの登録することを経由して当該証明書に記載すべき事項を通知することとされている。（第一種特定製品の管理者自らが第一種フロン類充填回収業者である場合も当該証明書の交付義務等は免除されない。）

このため、充填証明書及び回収証明書の交付、情報処理センターへの登録等に係る具体的な事項について、以下のとおり規定するものとする。

また、改正法においては、第一種フロン類充填回収業者が当該書面の交付等を行うことができるよう、第一種特定製品整備者は、充填を委託するに際しては、主務省令で定めるところにより、整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名・住所等及び当該管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているか否か及び使用している場合には当該情報処理センターの名称を第一種フロン類充填回収業者に通知することとされている。

このため、第一種フロン類特定製品整備者による当該通知に係る具体的な事項について、以下のとおり規定するものとする。

(1) 第一種特定製品整備者による充填の委託に際しての第一種フロン類充填回収業者に対する第一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項

【法37条2項】

- 第一種特定製品整備者の充填の委託に際しての通知は、次により行うものとする。
 - 1) 通知しようとする事項に相違がないことを確認の上、通知すること。
 - 2) 充填の委託の申込みの際に、通知すること。

(2) 充填証明書の記載事項及び交付手続

【法37条4項】

- ①充填証明書の記載事項は、次のとおりとする。

- 整備を発注した第一種特定製品の管理者（自ら第一種フロン類充填回収業者である場合を含む。）の氏名又は名称、住所（法人の場合、代表者の氏名）
- 委託を受けフロン類を充填した第一種特定製品（以下、充填に係る第一種特定製品、という。）の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
- 充填に係る第一種特定製品が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- 充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 当該証明書の交付年月日
- 充填した年月日
- 充填したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量

- ②充填証明書の交付は、次により行うものとする。

- 充填証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。
- 第一種特定製品にフロン類を充填した日から 30 日以内に交付すること。

(3) 充填証明書の交付に代えて実施する情報処理センターへの登録（以下、「充填証明の電子登録」という。）に係る手続、登録期限、及び登録事項について
【法38条1項】

- ①情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。
 - 整備を発注した第一種特定製品の管理者の承諾を得た後、登録すること。
 - 登録事項に相違がないことを確認の上、登録すること。
- ②情報処理センターへの登録は、第一種特定製品にフロン類を充填した日から 20 日以内に行うこと。
- ③情報処理センターへの登録事項は、次のとおりとする。
 - 整備を発注した第一種特定製品の管理者（自ら第一種フロン類充填回収業者である場合を含む）の氏名又は名称、住所（法人の場合、代表者の氏名）
 - 充填に係る第一種特定製品の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
 - 充填に係る第一種特定製品が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
 - 充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - 情報処理センターへの登録年月日
 - 充填した年月日
 - 充填したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量

(4) 情報処理センターのファイル記録事項の保存期間
【法38条3項】

- 情報処理センターの充填証明の電子登録に係るファイル記録事項の保存期間は、5年とする。

(5) 回収証明書の記載事項及び交付手続
【法39条6項】

- ①回収証明書の記載事項は、次のとおりとする。
 - 整備を発注した第一種特定製品の管理者（自ら第一種フロン類充填回収業者である場合を含む。）の氏名又は名称、住所（法人の場合、代表者の氏名）
 - 委託を受けフロン類を回収した第一種特定製品（以下、回収に係る第一種特定製品、という。）の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
 - 回収に係る第一種特定製品が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
 - 回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

- 当該証明書の交付年月日
- 回収した年月日
- 回収したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量

②回収証明書の交付は、次により行うものとする。

- 回収証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。
- 第一種特定製品からフロン類を回収した日から30日以内に交付すること。

**(6) 回収証明書の交付に代えて実施する情報処理センターへの登録（以下、「回収証明の電子登録」という。）に係る手続、登録期限、及び登録事項について
【法40条1項】**

①情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

- 整備を発注した第一種特定製品の管理者の承諾を得た後、登録すること。
- 登録事項に相違がないことを確認の上、登録すること。

②情報処理センターへの登録は、第一種特定製品からフロン類を回収した日から20日以内に行うこと。

③情報処理センターへの登録事項は、次のとおりとする。

- 整備を発注した第一種特定製品の管理者（自ら第一種フロン類充填場合を含む）の氏名又は名称、住所（法人の場合、代表者の氏名）
- 回収した第一種特定製品の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
- 回収した第一種特定製品が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- 回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 情報処理センターへの登録年月日
- 回収した年月日
- 回収したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量

(7) 情報処理センターのファイル記録事項の保存期間

【法40条2項（法38条3項の準用）】

- 情報処理センターの回収証明の電子登録に係るファイル記録事項の保存期間は、5年とする。

4. 第一種フロン類充填回収業者の引渡義務について（法46条1項）

(本事項の趣旨)

現行法においては、第一種フロン類回収業者が第一種特定製品から回収した使用済みフロン類は、原則として主務大臣の許可制に係るフロン類破壊業者が破壊しなければならないとし、例外的に第一種フロン類回収業者が自ら再利用（自ら冷媒その他製品の原材料として利用する場合又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡しうる状態にすること）をする場合その他主務省令で定める場合等は、フロン類破壊業者への引渡義務を免除され、第一種フロン類回収業者は第三者に引き渡すことができるとされている。

改正法においては、新たに「再生」行為を定義し、第一種フロン類充填回収業者による回収したフロン類の引渡し先として、フロン類破壊業者に加え、第一種特定製品に係るフロン類の再生を業として行う者（第一種フロン類再生業者）が位置づけられた。（これに伴い、再生行為によるフロン類の大気中への排出抑制を図る必要があるため、「第一種フロン類再生業」の許可制を導入し、業規制にからしまることとされた。これにより、フロン類の状態の有償性を問わず、回収したフロン類について、破壊せず再生することも可能とされた。）

また、引渡義務の例外についても、「再生」の定義に伴い、「再利用」の概念を整理し、第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の許可を受けることなく行うことのできる再生業として第一種フロン類充填回収業者自ら回収したフロン類の再生を行う場合その他主務省令で定める場合、と規定された。

当該改正に伴い、第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外として主務省令で定める場合について、「再利用」の概念を整理し、及び当該場合を経由したときも第一種フロン類再生業者に引渡しが可能となるよう、以下のとおり現行規則を改正するものとする。

あわせて、主務大臣において全国的なフロン類の回収から再生・破壊に至るまでの状況を明らかにするとともに、その他のフロン類法上の登録・許可業者に係る回収・再生・破壊量のデータと突合させることによる制度の適切な履行の確認を可能とするため、当該場合を経由したときの引き渡されたフロン類の状況を把握できるよう、以下のとおり現行規則を改正することとする。

(1) 第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外

【法46条1項】

- 第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外は、次に掲げる要件のすべてに該当する者として都道府県知事が認める者に引き渡す場合とする。
 - 1) 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者
 - 2) 業務の状況について、フロン類の取り扱い又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次の事項について確実に記録を作成し、5年間保存する者
 - フロン類を引き取った年月日及びそのフロン類の種類ごとの量

- ・ フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - ・ フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及びに許可番号並びに引き渡したフロン類の種類ごとの量
 - ・ フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び許可番号並びに引き渡したフロン類の種類ごとの量
- 3) 每年度、年度終了後45日以内に、認定をした都道府県知事に対し、次の事項について確実に報告をする者
- ・ 前年度において引き取ったフロン類の種類ごとの量
 - ・ 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量
 - ・ 前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
 - ・ 前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
 - ・ 前年度の年度末において保管していたフロン類の種類ごとの量

5. 第一種フロン類充填回収業者の記録等に係る事項について（法47条1項）

（本事項の趣旨）

第一種フロン類充填回収業者の記録等に係る事項について、第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填することに係る事項及び第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の改正に係る事項を以下のとおり措置するものとする。

（1）第一種フロン類充填回収業者の帳簿の記載事項について、以下の事項を追加、削除する。 【法47条1項】

＜追加事項＞

- 整備時（第一種特定製品新規設置時を含む）においてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る第一種特定製品の種類ごとの台数、充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に充填した量を除く）及び回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量について記載（整備時の充填のうち、第一種特定製品新規設置時の現場充填分は、二回目以降の充填に係るものとは区分して記載するものとする）、当該充填に係る第一種特定製品整備者の氏名、整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- 法第50条1項ただし書きの規定に基づき第一種フロン類充填回収業者が自ら回収したフロン類の再生（以下「第一種フロン類充填回収業者による

簡易な再生」という。)」を行った年月日及びそのフロン類の種類ごとの量、当該第一種フロン類充填回収業者による簡易な再生をしたフロン類を充填した年月日及び第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び充填したフロン類の種類ごとの量

- フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量
＜削除事項＞
- 再利用した量に係る事項

(2) 第一種フロン類充填回収業者の帳簿の記載方法について、以下の事項を追加、削除する。 【法47条1項】

- ＜追加事項＞
- フロン類の充填又は第一種フロン類充填回収業者による簡易な再生を行うごとに、遅滞なく、記録を作成すること。
- ＜削除事項＞
- 再利用に係る事項

(3) 第一種フロン類充填回収業者の都道府県知事への報告事項について、以下の事項を追加、削除する。 【法47条3項】

- ＜追加事項＞
- 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、整備時（第一種特定製品新規設置時を含む）におけるフロン類を充填した第一種特定製品の台数、充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に充填した量を除く）
(整備時の充填のうち、第一種特定製品新規設置時の現場充填分は、二回目以降の充填に係るものとは区分して記載するものとする)
- 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、第一種フロン類充填回収業者による簡易な再生を行い当該フロン類を第一種特定製品に充填したフロン類の種類ごとの量
- ＜削除事項＞
- 再利用した量に係る事項

(4) 第一種フロン類充填回収業者に係る都道府県知事から主務大臣への報告事項について、以下の事項を追加、削除する。 【法47条4項】

- ＜追加事項＞
- フロン類を充填した第一種特定製品の台数、充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に充填した量を除く）

(整備時の充填のうち、第一種特定製品の設置時の現場充填分は、二回目以降の充填に係るものとは区分して報告)

- 第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- 第一種フロン類充填回収業者による簡易な再生をし当該フロン類を第一種特定製品に充填したフロン類の種類ごとの量

<削除事項>

- 再利用した量に係る事項

三. 第一種フロン類再生業に係る事項（法50条～62条関係）

[1] 省令制定の背景

改正法においては、第一種特定製品から回収されたフロン類の再生行為の適正化のため、①再生行為を業規制の対象とすることとし、第一種フロン類再生業者を主務大臣の許可制とすることとし、②第一種フロン類充填回収業者その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生に関わる者に対し、フロン類の再生に関する基準、再生証明書の交付義務等の行為義務を課すこととされた。

このため、第一種フロン類再生業者の許可に係る事項（現行規則を改正する省令として平成25年9月11日経済産業省・環境省令第7号において規定された事項を除く。）及び再生に関する基準等の行為義務の細則等について、主務省令により規定する必要がある。

[2] 具体的内容について

1. 第一種フロン類再生業者の変更の許可等に関する事項について

【法53条、57条】

（本事項の趣旨）

改正法では、主務大臣において、第一種フロン類再生業者の営業に係る実態について、常時つまびらかに把握し適切に監督権限を行使するため、許可を受けた第一種フロン類再生業者の営業に変動を生じたときの手続が規定されている。

このため、当該手続の細則について、以下のとおり規定するものとする。

また、第一種フロン類再生業者が廃業等の届出をする場合又は許可を取り消された場合における廃業等までの業務状況に係る主務大臣への報告に関する事項について、以下のとおり規定を追加することとする。

（1）第一種フロン類再生業者の変更の許可に関する手続 【法53条1項】

- 第一種フロン類再生業者の変更の許可を受けようとする者は、以下の事項

を記載した申請書に以下に掲げる書類（その許可に係る変更後の書類をいう。）を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に2通提出しなければならない。

＜申請書記載事項＞

- 1) 事業者の氏名（法人の場合には名称及び代表者の氏名）及び所在地
- 2) 事業所の名称及び所在地
- 3) 許可番号及び許可年月日
- 4) 再生しようとするフロン類の種類
- 5) 再生されたフロン類の用途・第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力
- 6) 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法

＜添付書類＞

- 1) 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面
- 2) 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができるることを説明する書類
- 3) 第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類
- 4) 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画
- 5) 申請書に記載した第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類

（2）第一種フロン類再生業者の軽微な変更

【法53条1項】

- 第一種フロン類再生業者の軽微な変更については、次のいずれかに該当する場合とする。
- ① 再生をしようとするフロン類の種類を減少させるもの
 - ② 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画の変更であって、引取りの量を減少させるもの
 - ③ 第一種フロン類再生施設等の数の減少であって、新たな施設等の設置を行わないもの

（3）第一種フロン類再生業者の軽微な変更等の届出に関する手続【法53条3項】

- 第一種フロン類再生業者の軽微な変更等に係る届出をしようとする者は、届出書（以下の事項を記載）を環境大臣又は経済産業大臣に2通提出するものとする。（第一種フロン類再生業者が法人であり、かつ、氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名に変更があったときは、登記事項証明書を添えて提出するものとする。）

＜届出書記載事項＞

- 1) 事業者の氏名（法人の場合には名称及び代表者の氏名）及び所在地
- 2) 許可番号
- 3) 変更の内容（変更前後の対比が分かるように記載）

4) 変更の理由

- 環境大臣又は経済産業大臣は、上記の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供を受けることができないときは、上記の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(4) 第一種フロン類再生業者の廃業等の届出に係る事項【法57条】

- 法54条1項に基づく第一種フロン類再生業者の廃業等の届出をする場合においては、当該届出をする者は、当該届出とあわせて、法60条3項に基づき実施される毎年度の主務大臣への報告の例により、当該廃業等の届出が必要となった日の属する年度の業務状況の報告を実施することとする。
- 法67条に基づき第一種フロン類再生業者が主務大臣により許可を取り消された場合においては、当該取消処分を受けた者は、法60条3項に基づき実施される毎年度の主務大臣への報告の例により、当該許可が取り消された日の属する年度の業務状況の報告を実施することとする。

2. 第一種フロン類再生業者の再生に関する基準等に関する事項について

【法58条】

(本事項の趣旨)

改正法においては、第一種フロン類再生業者が第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を行うときは、再生中のフロン類の大気中への排出を防止し適正な再生を確保するため、『主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準』に従って行うこととされている。

このため、当該基準について、以下のとおり規定するものとする。

(1) 第一種フロン類再生業者のフロン類の再生に関する基準 【法58条1項】

- 第一種フロン類再生業者の許可の申請に当たって提出した申請書に記載した第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を遵守してフロン類の再生を行うこととする。

3. フロン類の再生を行ったときの再生証明書に関する事項について【法59条】

(本事項の趣旨)

改正法においては、新たに、第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に対し、それぞれ再生証明書又は破壊証明書の交付を義務付け、これらの証明書を第一種フロン類充填回収業者を経由して、整備を発注した第一種特定製品の管理者及び廃棄等実施者に回付することとされた。

これは、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者が、再生又は破壊の実施等について作成・保存している記録の閲覧を可能とする規定（法60条2項、法71条2項）を補完し、第一種特定製品から回収されたフロン類について、自ら費用負担し、又は、回収の委託若しくは引渡しを行った者（第一種フロン類充填回収業者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品の整備の発注を行う第一種特定製品の管理者）が、フロン類が適正に再生又は破壊が実施されたかについての確認を行う場合に、当該証明書の回付により当該確認をより容易にする趣旨で規定されたものである。

（再生証明書及び破壊証明書は、費用負担者及び回収の委託を行った者の便宜のため、第一種フロン類充填回収業者／第一種フロン類再生業者／フロン類破壊業者の作成した記録の閲覧制度を、利便性を増す形で補完するものとの位置づけ。）

このため、主務省令で定めることとされている再生証明書及び破壊証明書の記載内容等の交付等に係る細則について、以下のとおり規定するものとする。（破壊証明書については、後述。）

（1）第一種フロン類再生業者による再生証明書の記載事項、交付手続及び保存期間

【法59条1項】

①再生証明書の記載事項は、次のとおりとする。

- 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 引き取ったフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量及び引取りの際の容器（ポンベ等）の識別番号
- 再生を行った第一種フロン類再生業者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- 当該証明書の交付年月日
- 再生を行ったフロン類の引取りを終了した年月日
- 再生を行った年月日
- 再生を行ったフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量及び再生をされなかつたフロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量（自らがフロン類破壊業者として破壊した場合は、破壊した年月日、破壊したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量）

②再生証明書の交付は、次により行うものとする。

- 再生証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。
- フロン類の再生を行った日から30日以内に交付すること。

③第一種フロン類再生業者は、再生証明書の写しを交付した日から3年間保

存するものとする。

(2) 第一種フロン類充填回収業者による再生証明書の写しの保存期間

【法59条2項】

- 第一種フロン類充填回収業者は、再生証明書の写しを回付をした日から3年間保存するものとする。

(3) 第一種特定製品整備者による再生証明書の写しの保存期間 【法59条3項】

- 第一種特定製品整備者は、再生証明書の写しを回付をした日から3年間保存するものとする。

(備考)

再生証明書の交付単位等の運用の詳細については、「運用の手引き」等において明確化することとする。これに際し、第一種フロン類充填回収業者は、交付を受けた再生証明書の回付義務を遺漏なく実施できるよう、第一種フロン類再生業者への引き渡し時において、容器と当該容器に充填されているフロン類に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者又は廃棄等実施者を特定する情報及びこれらの者に係るフロン類の情報を整理し、情報管理をする必要性が生ずることに留意する必要がある。

4. 第一種フロン類再生業者の記録等に係る事項について 【法60条】

(本事項の趣旨)

改正法においては、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生について、

①主務大臣が適切に指導・監督を行うため、個別の許可業者の業務状況を事後的に確認することを可能とするため、及び、

②第一種特定製品に係る法の義務対象者が、自ら費用負担等した回収されたフロン類の処理状況について確認することを可能とするため、

第一種フロン類再生業者に対し、個別の再生の状況について、記録の作成及びその保存並びに関係者への記録閲覧に応諾する義務を課している。

また、主務大臣において、

①フロン類の引取り及び再生が適切に実施されているか、許可業者における全体の取引状況を把握するとともに、

②全国的な再生に係る状況を明らかにし、第一種フロン類充填回収業者に係る回収量報告等との突合させることにより、法に定める諸制度が適切に履行されているか否か確認するため、

第一種フロン類再生業者に対し、毎年度、再生したフロン類の量等を主務大臣に対し報告する義務を課している。

このため、主務省令で定めることとされている第一種フロン類再生業者の記録・報告等に係る事項についての細則について、以下のとおり規定するものとする。

（1）第一種フロン類再生業者の帳簿の記載事項、記録作成及び保存手続

【法60条1項】

①第一種フロン類再生業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

- フロン類を引き取った年月日及びその種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者若しくは法46条1項の引渡義務の例外の場合として都道府県知事が認めた者の氏名又は名称
- フロン類の再生をした年月日及びその種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- フロン類の再生を行った場合において、再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡したときの引き渡した年月日、引き渡したフロン類破壊業者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量

②第一種フロン類再生業者の記録作成及び保存手続きは、次により行うものとする。

- 第一種フロン類再生業者は、上の①に掲げる事項に関し、フロン類の引取り又は再生を行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から五年間保存しなければならない。

（2）第一種フロン類再生業者の主務大臣への報告事項、報告手続【法60条3項】

①第一種フロン類再生業者の主務大臣への報告事項は、次のとおりとする

- 前年度において引き取ったフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類（冷媒区分の別）ごとの量
- 前年度において再生をしたフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- 前年度においてフロン類の再生を行った場合において、再生をされなかつたものとしてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量

②第一種フロン類再生業者の主務大臣への報告手続きは、次により行うものとする。

- 第一種フロン類再生業者は、年度終了後45日以内に、①の事項を記載した報告書を環境大臣又は経済産業大臣に2通提出しなければならない。

四. 第一種フロン類破壊業に係る事項（法63条～73条関係）

[1] 省令制定の背景

改正法においては、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊について、新たに、フロン類破壊業者に対し、

- ①第一種フロン類再生業者からのフロン類の引取義務を課すとともに、
- ②第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類について、破壊したときは、破壊証明書の交付義務を課すこととされている。

このため、これらの義務の導入に伴う細則等について、主務省令により規定する必要がある。

[2] 具体的内容について

1. 第一種フロン類破壊業者の登録等に関する事項について【法68条】

(本事項の趣旨)

現行規則においては、フロン類破壊業者が廃業等の届出をする場合又は許可を取り消された場合において、廃業等までの業務状況に係る主務大臣への報告に関する規定がないため、以下のとおり規定を追加することとする。

(1) フロン類破壊業者の廃業等の届出に係る事項

【法68条】

- 法68条において準用される法54条1項に基づくフロン類破壊業者の廃業等の届出をする場合においては、当該届出をする者は、当該届出とあわせて、法71条3項に基づき実施される毎年度の主務大臣への報告の例により、当該廃業等の届出が必要となった日の属する年度の業務状況の報告を実施するよう努めるものとする。
- 法68条において準用される法67条に基づくフロン類破壊業者が主務大臣により許可を取り消された場合においては、当該取消処分を受けた者は、法71条3項に基づき実施される毎年度の主務大臣への報告の例により、当該許可が取り消された日の属する年度の業務状況の報告を実施するよう努めるものとする。

2. フロン類の破壊を行ったときの破壊証明書に関する事項について【法70条】

(本事項の趣旨)

改正法においては、費用負担者及び回収の委託を行った者の便宜のため、フロン

類破壊業者等の作成した記録の閲覧制度を、利便性を増す形で補完するものとして、フロン類破壊業者が改正法第69条第1項の規定により第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類を破壊したときは、当該フロン類破壊業者による破壊証明書の交付等の制度が規定されている。

このため、主務省令で定めることとされている破壊証明書の記載内容等の交付等に係る細則について、以下のとおり規定するものとする。

(1) フロン類破壊業者による破壊証明書の記載事項、交付手続及び保存期間

【法70条1項】

①破壊証明書の記載事項は、次のとおりとする。

- 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 引き取ったフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量及び引取りの際の容器（ボンベ等）の識別番号
- 破壊したフロン類破壊業者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- 当該証明書の交付年月日
- 引取りを終了した年月日
- 破壊した年月日
- 破壊したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量

②破壊証明書の交付は、次により行うものとする。

- 破壊証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。
- フロン類を破壊した日から30日以内に交付すること。

③フロン類破壊業者は、破壊証明書の写しを交付した日から3年間保存するものとする。

(2) 第一種フロン類充填回収業者による破壊証明書の写しの保存期間

【法70条2項】

- 第一種フロン類充填回収業者は、破壊証明書の写しを回付した日から3年間保存するものとする。

(3) 第一種特定製品整備者による破壊証明書の写しの保存期間【法70条2項】

- 第一種特定製品整備者は、破壊証明書の写しを回付した日から3年間保存するものとする。

(備考)

破壊証明書の交付単位等の運用の詳細については、「運用の手引き」等において明確化することとする。これに際し、第一種フロン類充填回収業者は、交付を受けた破壊証明書の回付

義務を遺漏なく実施できるよう、フロン類破壊業者への引き渡し時において、容器と当該容器に充填されているフロン類に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者又は廃棄等実施者を特定する情報及びこれらの者に係るフロン類の情報を整理し、情報管理をする必要性が生ずることに留意する必要がある。

4. フロン類破壊業者の記録等に係る事項について【法71条】

(本事項の趣旨)

改正法においては、新たに、フロン類破壊業者に対し、第一種フロン類再生業者からのフロン類の引取義務が規定されている。

このため、フロン類破壊業者の記録等に係る事項について、第一種フロン類再生業者から引き取った第一種特定製品に冷媒として充填されていたフロン類の破壊に係る事項を以下のとおり追加するものとする。

(1) フロン類破壊業者の帳簿の記載事項、記録作成及び保存手続

【法71条1項】

- ①フロン類破壊業者の帳簿の記載事項に、以下の事項を追加する。
 - フロン類の引取りを求めた第一種フロン類再生業者の氏名又は名称
 - その他、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類に係る既定の引取り、破壊及び保管に係る事項についても、フロン類の種類ごとの量は、冷媒番号区分の別に記載することとする。

- ②第一種フロン類破壊業者の記録作成及び保存手続きは、次により行うものとする。
 - フロン類破壊業者は、上の①に掲げる事項に関し、フロン類の引取り又は破壊を行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から5年間保存しなければならない。

(2) フロン類破壊業者の主務大臣への報告事項、報告手続【法71条3項】

- ①フロン類破壊業者の主務大臣への報告事項に、以下の事項を追加する。
 - 第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類に係る既定の引取り、破壊及び保管に係る事項については、フロン類の種類ごとの量は、冷媒番号区分の別に記載することとする。

五. 第一種特定製品に係るその他の事項（法74条～85条、87条関係）

[1] 背景

改正法において規定された

- ① 第一種フロン類充填回収業者による費用負担説明義務その他第一種特定製品に充填されているフロン類の回収・再生・破壊に係る費用負担に関する事項
- ② 第一種特定製品の整備時におけるフロン類の充填・回収に係る登録・通知等業務を実施する情報処理センターに関する事項
- ③ 第一種特定製品のフロン類の放出の禁止等の表示に係る事項の細則について、主務省令により規定する必要がある。

[2] 具体的内容について

1. 第一種特定製品に充填されているフロン類の回収・破壊・再生に係る費用負担に関する事項【法74条関係】

(本事項の趣旨)

第一種フロン類充填回収業者は、法74条1項に規定するとおり、フロン類の回収の委託を受けようとするとき等に適正な料金を請求することができることとされている。

改正法においては、新たに、第一種フロン類充填回収業者が回収したフロン類を引き渡す先として、フロン類破壊業者に加え、第一種フロン類再生業者が位置づけられた。これにより、第一種フロン類充填回収業者が回収の委託を受けようするに当たって料金を請求する時点においては、当該フロン類が再生されるか破壊されるか必ずしも確定しておらず、第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引き渡す時点で確定されることとなった。料金を請求する時点において、予定していた処理（破壊又は再生）がされなかつた場合には、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、必要に応じ費用の償還を受けることができるとなる。

このため、改正法においては、新たに、第一種フロン類充填回収業者は、料金を請求した場合において、第一種特定製品整備者等から当該料金について説明を求められたときは、『フロン類の回収等の費用に関する料金その他主務省令で定める事項』について説明することが規定された。

よって、当該主務省令で定める事項について、以下のとおり規定するものとする。

(1) 第一種フロン類充填回収業者の料金説明の内容

【法74条2項】

- 回収、運搬又は再生若しくは破壊の別ごとに、請求費用の内訳を説明。
(具体的な金額を規定するものではない。)
※「フロン類の回収等の費用に関する料金」については、法において説明義務が明記されている。

2. 第一種特定製品の整備時におけるフロン類の充填・回収に係る登録・通知等業務を実施する情報処理センターに関する事項

(本事項の趣旨)

改正法においては、第一種フロン類充填回収業者において、第一種特定製品の管理者に対する充填証明書又は回収証明書の交付に代えて、情報処理センターへの登録を経由することにより第一種特定製品の管理者に対して電子情報として通知することが可能とされている。

また、この情報処理センターについては、情報の真正性を確保し、本制度を適正に実施する観点から、法人の数及び業務を監督することが必要であることから、主務大臣から指定を受けたもの（指定法人）とすることが規定されている。

このため、情報処理センターに係る指定要件、指定手続等に関する事項の細則について、以下のとおり規定するものとする。

（1）情報処理センターの業務規程の記載事項

【法78条1項】

- 情報処理センターの業務規程の記載事項は、次のとおりとする。
 - 1) 情報処理業務を行う時間に関する事項
 - 2) 情報処理業務を行う事務所の所在地
 - 3) 情報処理業務の実施に係る組織、運営その他の体制に関する事項
 - 4) 情報処理業務に用いる設備に関する事項
 - 5) 電子情報処理組織の利用に係る条件及び手続に関する事項
 - 6) 電子情報処理組織の利用に係る当該組織利用者への情報提供に関する事項
 - 7) 電子情報処理組織の利用料金及びその収納の方法に関する事項
 - 8) 区分経理の方法その他の経理に関する事項
 - 9) 情報処理業務に関して知り得た情報の管理（情報の安全を確保するために必要な措置を含む）及び秘密の保持に関する事項
 - 10) 情報処理業務に関して知り得た情報の漏えいが生じた場合の措置に係る事項
 - 11) 情報処理業務に関する苦情及び紛争の処理に関する事項
 - 12) 法80条の規定により業務の休廃止を行った場合及び法第85条の規定により指定を取り消された場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項
 - 13) その他情報処理業務の実施に関し必要な事項

（2）情報処理センターの事業計画書及び収支予算書の認可の申請手続

【法79条1項】

- ①情報処理センターは、法79条1項による認可を受けようとするときは、毎事

業年度の開始前に（法76条第1項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく）、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添え、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

- 事業計画書
- 収支予算書
- 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書から構成される収支予算書
- 事業計画書及び収支予算書の参考となる書類

②申請書に添付する事業計画書には、法77条各号に掲げる業務の実施に関する計画及び情報処理業務に用いる設備の維持・更新に係る見通しその他必要な事項を記載しなければならない。

（3）情報処理センターの事業計画書及び収支予算書の変更の認可の申請手続

【法79条1項】

- 情報処理センターは、法79条1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が当該事業年度の予定貸借対照表又は予定貸借対照表に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。
 - 1) 変更しようとする事項
 - 2) 変更しようとする年月日
 - 3) 変更の理由

（4）情報処理センターの事業報告書及び収支決算書の提出 【法79条2項】

- 情報処理センターは、毎事業年度の終了後3月以内に、法79条2項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

（5）情報処理センターの帳簿の記載事項及び記録・保存方法 【法82条】

①情報処理センターの帳簿の記載事項法第82条の規定により主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1) 第一種フロン類充填回収業者及び第一種特定製品の管理者（その使用に係る入出力装置が当該情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る）の数の状況
- 2) 法38条1項及び法40条1項の規定による登録の状況
- 3) 法38条2項及び法40条2項の規定による通知の状況

4) 利用料金の収受の状況

②情報処理センターの帳簿の記録作成・保存手続

- 法82条の帳簿は、各月ごとの以下に定める事項について翌月の末日までに備え、備えた日から起算して10年を経過する日までの間保存しなければならない。

3. 第一種特定製品のフロン類の放出の禁止等の表示に係る事項

【法87条4号】

(本事項の趣旨)

現行法においては、特定製品を使用する者が多岐業種にわたる多数の業者数であることに鑑み、これらの者にフロン類法上の義務を確実に周知するため、特定製品の製造業者及び輸入業者に対して、フロン類法上の義務及び義務履行に必要な事項について、特定製品の販売までに製品そのものに表示する義務を課している。

改正法においては、第一種特定製品の管理の適正化のため、新たに、第一種特定製品の管理者の判断となるべき事項基準を主務大臣が策定することが規定されている。これに伴い、特定製品に表示すべき事項として『その他主務省令で定める事項』が追加規定された。

このため、当該主務省令で定める事項について、以下のとおり規定するものとする。

(1) 第一種特定製品のフロン類の放出の禁止等の表示に係る事項としてその他主務省令で定める事項

【法87条4号】

- 第一種特定製品である場合にあっては、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化への影響の程度を示す値（地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき別途主務大臣が定める係数をいう。））

六. その他

1. 書面の電磁的記録等による保存等

改正法に伴い新たに規定された書面（充填証明書及び回収証明書を除く）について、電磁的記録によって保存等（保存、作成、縦覧等又は交付等）ができるよう措置するものとする。

2. 施行日

別途、政令で定める改正法の施行の日（平成27年4月1日の予定）